○厚生労働省
環境省
経済産業省告示第七号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針を次のように定めたので、同項の規定に基づき公表し、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から適用し、トリブチルスズ＝メタクリラート、ビス（トリブチルスズ）＝フマラート、トリブチルスズ＝フルオリド、ビス（トリブチルスズ）＝二・三―ジブロモスクシナート、トリブチルスズ＝アセタート、トリブチルスズ＝ラウラート、ビス（トリブチルスズ）＝フタラート、アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合物（アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。）、トリブチルスズ＝スルファマート、ビス（トリブチルスズ）＝マレアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナート）又はトリブチルスズ＝一・二・三・四・四ａ・四ｂ・五・六・十・十ａ―デカヒドロ―七―イソプロピル―一・四ａ―ジメチル―一―フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）の環境汚染防止措置に関する技術上の指針（平成二年厚生省・通商産業省告示第十号）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁

トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針

本指針は、第二種特定化学物質であるトリブチルスズ＝メタクリラート、ビス（トリブチルスズ）＝フマラート、トリブチルスズ＝フルオリド、ビス（トリブチルスズ）＝２，３―ジブロモスクシナート、トリブチルスズ＝アセタート、トリブチルスズ＝ラウラート、ビス（トリブチルスズ）＝フタラート、アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合物（アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が８のものに限る。）、トリブチルスズ＝スルファマート、ビス（トリブチルスズ）＝マレアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナート）又はトリブチルスズ＝１，２，３，４，４ａ，４ｂ，５，６，10，10ａ―デカヒドロ―７―イソプロピル―１，４ａ―ジメチル―１―フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）(以下「トリブチルスズ化合物」という。)による環境の汚染を防止するため、トリブチルスズ化合物の製造の事業を営む者、業としてトリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されているもの（以下「トリブチルスズ化合物等」という。)を使用する者その他の業としてトリブチルスズ化合物等を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いトリブチルスズ化合物の環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

１．トリブチルスズ化合物等を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意した構造とすること。

１．１　各施設・場所に共通する事項について

⑴　床面は、トリブチルスズ化合物等の地下浸透を適切に防止できるコンクリート等の材質とすること。また、そのひび割れ等が心配される場合には、合成樹脂による床面の被覆、容器等の下へのステンレス鋼の受皿の設置等浸透防止措置を講ずること。

⑵　必要な場合には、取り扱うトリブチルスズ化合物等の量及び作業に対応して、施設・場所の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等トリブチルスズ化合物等の流出を防止する措置を講ずること。

また、雨水のかかる施設・場所及び水を使用する施設・場所の周囲には、上記の措置に加えて、トリブチルスズ化合物と水を適切に分離する分離槽を設置すること。

⑶　施設（配管等を含む。)は、地上に設置すること。やむを得ず、地下に設置する場合には、地下ピット（床面及び壁面はトリブチルスズ化合物等の浸透が防止できるコンクリート等の材質とすること。)内に置くこと。

１．２　貯蔵施設・場所に関する事項について

石油缶等の容器を用いてトリブチルスズ化合物等を貯蔵する場合は、次のことに留意し、直射日光による温度上昇及び雨水による容器の腐食を防止すること。

⑴　貯蔵場所は、屋内の冷暗所とすることが望ましいこと。

⑵　貯蔵場所をやむを得ず屋外とする場合には、屋根を付ける、容器にカバーをかける等の措置を講ずること。

１．３　作業施設・場所に関する事項について

粉体であるトリブチルスズ化合物等を取り扱う場合には、局所排気装置及び集じん装置を設置すること。

２．トリブチルスズ化合物等を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意して点検管理すること。

２．１　点検管理要領の策定等について

点検管理要領を２．２から２．４までを踏まえて策定し、これに基づいて日常点検及び定期点検を行うこと。異常が認められた場合は、速やかに補修その他の措置を講ずること。

２．２　貯蔵施設・場所及び貯蔵容器の点検管理について

⑴　貯蔵施設・場所の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

①　漏出の有無
②　コンクリート床面のひび割れの有無
③　防液堤の損傷の有無
④　側溝、ためます、分離槽等の状態
⑤　荷積みの整理状況
⑥　その他

⑵　貯蔵施設の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

①　底板の損傷、腐食、漏出の有無
②　側板の損傷、腐食、漏出の有無
③　液面計の損傷、漏出の有無
④　下部弁の損傷、腐食、漏出の有無
⑤　その他

なお、貯蔵施設が地下に設置されている場合には、構造的に漏出の有無を確認しにくいため、本体、配管等からの漏出の有無に留意し、厳重な点検管理を行うこと。